

まちなか「空かない」支援事業

「空き店舗の多様な活用支援事業」概要

事業目的	商店街における空き店舗を、文化芸術の発表の場や農業者・ベンチャー起業者等の臨時店舗といった多様な利用を促進することにより、空き店舗の有効活用や集客を図り、商店街のにぎわいづくりに活用する。
補助対象事業	<p>所有者の意向等により常設の店舗として活用されにくい商店街の空き店舗について、一時的・臨時的な利用を図ることにより、商店街のにぎわいづくりに資する事業。</p> <p><事業例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー起業者等の臨時店舗 ・近隣の農家等、生産者による臨時販売の場（アンテナショップ） ・近隣の学校の児童・生徒の絵画や工作などの展示発表 ・服飾・デザインなど創作系の学生の発表の場 ・理容・美容等の専門学校生などの実習の場 ・ネットショップの期間限定店舗 など
補助対象経費	空き店舗の改修費（必要最小限のものに限る）、 店舗使用（賃借）料（3カ月分＝90日分を限度）
補助対象事業者	商店街団体（商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、法人化されていない任意団体の商店街等）、商工会、商工会議所等
補助率	改修経費：1／2以内、店舗使用料：3／4以内
補助限度額	1団体 500,000円以内
備考	

いっしょういっく
一商一特事業

「京の商店街いちおしづくり事業」概要

事業目的	<p>厳しい状況にある商店街が、集客力を高め、にぎわいを取り戻すために行う、地域住民や観光客のニーズ等を踏まえた「その商店街ならではの」という特色づくりの取組を支援。</p>
補助対象事業	<p>商店街団体等が、創ろうとする特色（テーマ）を定め、その特色づくりのため、自らの創意工夫により、継続的に取り組む事業</p> <p>＜特色として取り組むテーマの例＞</p> <p>その地域ならではの歴史や伝承、B級グルメ、キネマ、鉄道、ものづくり体験、レトロ、学生のまち、子育て応援商店街、高齢者が集う商店街、100円商店街、軽トラ市、地域物産日曜市 など</p>
補助対象経費	<p>＜ソフト部分＞</p> <p>専門家等への報償費・旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、役務費、使用料・賃借料（空き店舗賃借は6ヶ月分以内）、委託料</p> <p>＜ハード部分＞</p> <p>工事費（修繕費）、備品購入費</p>
補助対象事業者	<p>商店街団体（商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、法人化されていない任意団体の商店街等）、商工会、商工会議所等</p>
補助率	<p>ソフト部分：3/4以内、ハード部分：1/2以内</p>
補助限度額	<p>1団体 1,500,000円以内（下限200,000円）</p>
備考	<p>○実施する事業は、商店街が目指す特色づくりに則した、一過性でない、事業効果の高いものであること。</p> <p>○事業の推進にあたっては、原則、専門家（まちづくり、経営、地域おこしなど）の指導・助言を受けること。</p> <p>○最大3年間まで、継続して補助申請を行うことができるものとする。（採択は、単年度ごとに事業内容で判断）。</p> <p>○特に厳しい状況にある商店街団体の取組を優先的に採択する。</p>
平成23年度事業からの変更点等	<p>※ 23 一商一特推進事業「京の商店街いちおしづくり事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率の設定 (23 定額) ・補助上限の変更 (23 2,000,000円以内)

いっしょういっしょ
一商一特事業

「商店街地域連携支援事業」概要

事業目的	<p>商店街は、単に商品を販売する場としてだけでなく、地域コミュニティの中核として多面的な役割を有しており、改めてその機能を発揮することが求められている。</p> <p>商店街自身がこうした役割を再認識し、地域での取組が推進されるよう、商店街等が行う地域ニーズの把握や連携体制の構築に向けた組織づくりや、具体的な地域での取組に対し支援を行う。</p>
補助対象事業	<p>①商店街や各種団体等の参画により、地域のニーズ・課題等の把握、商店街が行う地域活動の実施体制等について検討を行う協議組織（プラットフォーム）の設置・運営。</p> <p>②地域住民のふれあい、子育て支援、高齢者見守り、治安・防犯など、地域のニーズを踏まえた交流活動等。</p> <p>③高齢者等の買い物弱者に対する買い物サポート事業（宅配事業、店舗が無くなった地域への出店の設置、その他） ※本格実施の前段となる試行事業（トライアル実施）も対象とする。</p>
補助対象経費	<p>①協議組織の運営経費（アドバイザーへの報償費、事務費等）</p> <p>② a：空き店舗を活用した拠点の整備（工事費・修繕費、備品購入費） b：活動に係る運営経費（事務費、店舗賃借料（6ヶ月分以内）等）</p> <p>③ a：事業立ち上げに係る施設整備、備品整備（工事費、備品購入費） b：事業運営経費（事務費、店舗賃借料（6ヶ月分以内）等）</p>
補助対象事業者	<p>商店街団体（商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、法人化されていない任意団体の商店街等）、商工会、商工会議所等</p>
補助率	<p>ソフト部分（①、②b、③b）：3/4以内 ハード部分（②a、③a）：1/2以内</p>
補助限度額	<p>① 300,000円以内 ② a・b：各500,000円以内（計 1,000,000円以内） ③ 2,500,000円以内（bのみの場合、1,000,000円以内） ※試行事業（トライアル実施）については、1,000,000円以内</p>
備考	<p>○ ②③の事業については、原則、①による協議の結果を踏まえて実施するものとする。（ただし、既存の類似組織等により、既に十分検討されている場合は、②③のみの実施も可）</p> <p>○ 採択に当たっては、市町村が支援する事業を優先するものとする。</p>
平成23年度事業からの変更点等	<p>※ 23 「高齢者買い物サポート事業」※上記の③に相当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率の変更（23 1/2以内） ・市町村の同額補助の義務付けを除外。 ・補助対象事業として、試行事業を新設。

いっしょういつとく
一商一特事業

「安心・安全な商店街づくり支援事業」概要

事業目的	来街者の安全を確保し、安心して買い物ができるような商業環境の整備を進めることにより、「安心・安全な商店街」づくりを推進し、その活性化を図る。
補助対象事業	商店街団体が行う、 防犯カメラの設置 、街路灯、緊急放送設備、危険防止施設など、商店街の安心・安全の確保に役立つ施設・設備の整備事業
補助対象経費	施設整備に係る経費（工事費等）
補助対象事業者	<p><京都市内></p> <p>商店街団体（商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、法人化されていない任意団体の商店街等）、商工会等</p> <p><京都市域以外></p> <p>市町村（間接補助）</p>
補助率	<p>防犯カメラの設置</p> <p>1/2以内（市町村補助額の1.5倍の範囲内）</p> <p>その他</p> <p>1/3以内（市町村補助額の範囲内）</p>
補助限度額	2,000,000円（下限200,000円）
備考	
平成23年度事業からの変更点等	<p>※ 23 「地域商店街にぎわいづくり支援事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業の重点化（来街者の安心・安全の確保に役立つ施設整備に限定） ・防犯カメラの設置について、補助率の引き上げ（23 1/3以内）

いっしょういっどく
一商一特事業

「商店街活性化重点支援事業」概要

事業目的	特に厳しい状況にあり、自分たちだけでは、なかなか活性化の糸口が見つけられない商店街について、専門家や府職員などが伴走する形で関わりながら、商店街の活性化に向けた重点的な支援を行うことにより、困難な商店街振興のモデルづくりを行う。
事業の進め方	<p>○商店街振興に取り組む意欲があり、支援を希望する商店街のうち、2カ所程度をモデル商店街として採択。</p> <p>○商店街関係者を中心に、地域住民や地域の各種団体等の参加も得ながら、専門家（まちづくりや地域おこし、中小企業経営など）や府職員が重点的に関わり、商店街の現状把握、活性化の方向性の検討を踏まえ、具体的な振興計画を策定。</p> <p>○策定した振興計画に基づき、2～3年かけて具体的な事業実施に取り組む。</p>
補助対象事業	<p>①振興計画の策定事業</p> <p>②振興計画に基づく商店街振興事業</p>
補助対象経費	<p>①専門家への報償費・旅費、計画策定に係る経費（調査費、資料費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等）</p> <p>②振興計画に基づく事業費</p>
補助対象事業者	商店街団体
補助率	<p>①定額</p> <p>②3/4以内</p>
補助限度額	(予算の範囲内)
備考	

介護保険^{へんれい}返戻地域活性化事業 「プレミアム商品券発行支援事業」概要

事業目的	介護保険サービスを利用せずに過ごしてこられた高齢者（以下「対象高齢者」という。）の健康維持の努力に報いる「介護保険返戻事業」と連携し、地域商業の活性化を図るため、「プレミアム商品券」の発行を支援する。（発行された商品券の一部を、介護保険返戻事業に活用）
補助対象事業	地域での消費を喚起する「プレミアム商品券」の発行事業
補助対象事業者	商店街団体（商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、法人化されていない任意団体の商店街等）、商工会、商工会議所等
補助対象経費	プレミアム付加費用
補助率	1/3以内
補助限度額	（予算の範囲内）
備考	○プレミアムについては、原則、販売額の10%以上を想定。 ○商品券の発行は10月頃、使用期間は、発行日以降～翌年2月頃を想定。 （これに依りがたい場合は、個別に協議）

◆事業の流れ（想定）

